

横浜市行政不服審査会答申
(第174号)

令和8年9月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「横浜市心身障害者扶養共済制度加入承諾処分」に係る各審査請求はいずれも棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が、令和6年12月13日、横浜市長（以下「処分庁」という。）に対し、横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年4月横浜市条例第30号）第5条第1項に基づき、審査請求人の子2人について横浜市心身障害者扶養共済制度への加入の申込み（以下「本件各申込み」という。）を行い、処分庁から本件各申込みについて令和7年2月1日付けで口数追加の有無を「無」とする心身障害者扶養共済制度加入承諾処分（以下「本件各処分」という。）を受けたところ、2口の加入が認められなかったことを不服として、1口目と同額の掛金月額により2口目の加入を追加するよう求めて審査請求をした事案である。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 2口にしたいのに1口になっている。2口にしたいと伝えていた。
- (2) ●区役所の担当の説明が不十分だった。
- (3) よって、本件処分は違法又は不当であるので、取消しを求める。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 健康福祉局障害自立支援課（以下「局」という。）は、令和6年11月26日、審査請求人から障害者扶養共済制度（以下「しょうがい共済」という。）の加入手続に関する問合せメールを受け取り、これに対して、局は遡及しての申請ができないこと、掛金の金額が年齢により変わること及び当該金額は4月1日時点の年齢で決定すること等を回答した。

令和6年12月13日、審査請求人の妻が、審査請求人の代理人としてしょうがい共済の加入の手続を行うために、●福祉保健センター（以下「区」

という。)に来庁した。その際、しょうがい共済の加入口数について迷っていたため、区の職員は、独立行政法人福祉医療機構が発行しているしょうがい共済のパンフレットを渡し、口数追加は申込後でも可能であることを説明した。

当該パンフレットには、「掛金の月額は、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。」との記載があり、また、上記メールにおいても掛金について説明していることから、区の職員の説明不足との審査請求人の主張は、請求理由として妥当性を欠いている。

- (2) 「2口にしたかったのに1口になっている」との審査請求人の主張については、民法上の心裡留保に当たる可能性があるが、令和6年12月13日に提出された2通の心身障害者扶養共済制度加入等申込書（以下「本件各申込書」という。）はそれぞれ1口の申込みとして疑う余地のないものであり、申請者の意思が1口であったと信ずるに足りるものであることから有効な申込みであると考え。そのため、処分庁が1口として申込みを受理し承諾したことに過失は認められない。

6 審査庁の裁決についての判断

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 審査請求人は、令和6年11月26日、局に対し、しょうがい共済への加入に関する問合せメールを送信した。

同メールには、「3. 例えば今年の1月から遡及して申請することは可能なものでしょうか。」「4. 1人2口となった（ママ）おりますが、1人というのは障害者のことを指しているもののでしょうか。それとも掛金をかける者（例えば、父親とか母親など）を指しているもののでしょうか。」「5. そのほか、手続きにあたりご助言等ありましたらご教示いただけま

すと幸いです。」などと記載されていた。

イ 局は、令和6年11月29日、審査請求人に対し、問合せに対する回答メールを送信した。

同メールには、上記3について「申し訳ございませんが、遡及しての申請はできません。また、加入日は申請をいただいた月の翌々月1日になります。」と、上記4について「障害のある方（受給予定の方）一人につき2口まで加入できますという意味になります。」と、上記5について「(前略) 掛金についてですが、年齢により金額が変わります。金額は4月1日時点の年齢で決定しますので3月までに金額が変わる年齢に達する場合にはできれば年内か遅くとも来年1月中旬までに御申請ください。(2月申請ですと4月1日加入決定となりその時点の年齢に該当する掛金額になるため)」などと記載されていた。

ウ 審査請求人は、令和6年12月4日、局に対し、「ご回答いただきありがとうございます。照会事項に丁寧にご回答いただきありがとうございます。(中略) 代理として妻の方で手続きを進められればと思っているところですが、その場合に必要な書類等はございますでしょうか。」などと記載したメールを送信した。

同メールには、上記イで回答した内容に対する質問は記載されていなかった。

エ 局は、審査請求人に、令和6年12月5日、審査請求人の妻が代理で申請をするために必要な持ち物を記載した回答メールを送信した。

オ 審査請求人は、令和6年12月13日、区において、審査請求人の子2人について心身障害者扶養共済制度加入等申込書（以下「本件各申込書」という。）を提出した。区に来庁したのは、審査請求人の妻であった。

本件各申込書の「口数追加の有無」欄は、2通ともに「無」に○が付けられている。また、同書の「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しました。」と記載された「確認印又は署名」欄には、「●」の印鑑が押されている。

カ 横浜市で作成している「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」（以下「重要事項説明」という。）には、「ご加入は口数単位でお申込みいただき、障害のある方1人につき2口までご加入いただけます。」及び「掛

金の額は、加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の４月１日時点の加入者の年齢に応じて決まります。」と記載され、加入時の年度の４月１日時点の年齢が３５歳未満の方、３５歳以上４０歳未満の方、４０歳以上４５歳未満の方、４５歳以上５０歳未満の方、５０歳以上５５歳未満の方、５５歳以上６０歳未満の方及び６０歳以上６５歳未満の方の区分に応じて、それぞれ１口あたりの掛金月額が記載されている。

キ 令和６年１２月２６日、局は、区から進達された本件各申込書を受領した。

ク 局は、令和７年１月７日、独立行政法人福祉医療機構に本件各申込みに係る保険対象加入者等追加申請を行った。

ケ 処分庁は、同機構から令和７年１月２７日付け保険対象加入者等追加承諾書を受領したため、同年２月１日付けで本件各処分を行った。

コ 令和７年４月２５日、審査請求人は本件処分を不服として、審査請求を行った。

(2) 争点に対する判断

ア １口のみ加入を承諾したこと

(ｱ) 本件各申込みの内容

審査請求人は、２口にしかかったのに１口になっている旨述べている。これが、本件各申込み時に２口での申込みを行った旨の主張であるか否かについては判然としないが、まずは審査請求人がいかなる口数の加入申込みの意思表示を行ったのかについて検討する。

本件各申込書の「口数追加の有無」欄はいずれも「無」に○が付けられている。審査請求人が内容を確認して受領した重要事項説明には、加入は口数単位での申込みであること及び障害のある方１人につき２口まで加入できることが記載されている。審査請求人は「１人２口」の意味について本件各申込みよりも以前に局に問合せを行い、これが障害のある方（受給予定の方）１人につき２口まで加入できるという意味だという回答を受け取っている。

そうであるとすれば、審査請求人は、本件各申込みの時点において、子１人について最大２口まで加入可能であること及び口数追加の有無の「有」に○をつければ２口、「無」に○をつければ１口の申込みとな

ることを十分に理解していたといえる。

したがって、「無」に○をつけて本件各申込みをした以上は、審査請求人が子1人について1口ずつの加入申込みの意思表示を行ったと言わざるを得ない。そして、ほかに2口の申込みを行ったことを裏付ける資料も確認できないことからすると、審査請求人が2口の申込みを行う意思表示をしたと評価することはできない。

(イ) 心裡留保該当性

本件各申込みは私人の公法行為であり、その意思表示については民法上の意思表示に関する規定が適用されるかが問題となり得るところ、審査請求人はしょうがい共済の加入口数を2口にしかったのに1口になっている旨を主張していることから、以下、この主張の当否について検討する。

仮に本件各申込みに民法上の意思表示に関する規定が適用されると解した場合、審査請求人が1口の申込みを行う意思表示をしたことを前提とすると、審査請求人にその表示内容に対応する効果意思がなく、かかる意思表示の相手方である処分庁が、表意者の真意を知り、又は知ることができた場合には、その意思表示は無効となる（民法（明治29年法律第89号）第93条ただし書）。

これを本件についてみると、本件各申込書の「口数追加の有無」欄はいずれも「無」に○が付けられており、「有」「無」の欄その他に二重線などの取消線などは記載されていない。「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました」欄にも「●」の印鑑が押されている。その上、その他の不足や不備もないため、処分庁において、表意者である審査請求人が1口の申込みを行う意思がないことを知り、又は知ることができたとはいえない。

したがって、仮に本件各申込みに民法上の意思表示に関する規定が適用されとしても、本件は民法第93条ただし書の要件を満たさない。

なお、仮に民法第93条ただし書の要件に該当するとしても、審査請求人の意思表示が無効になるだけで、2口の申込みを行う意思表示をしたことになるものではない。

(ウ) 小括

以上により、処分庁は、審査請求人による子1人につき1口のみを加

入を申し込む意思表示を承諾し、1口のみの加入を認める本件各処分を行ったといえるので、この点に関し違法又は不当な点は認められない。

イ 区役所等における説明

審査請求人は、区の担当の説明が不十分である旨述べている。

そこで、本件各申込みに際してなされた説明に不足する点があったか否か、不足する点がある場合にはそれが本件各処分の違法又は不当を構成するかを検討する。

上記ア(イ)のとおり、本件各申込書の提出に当たっては、申込書下部の「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。」欄には「●」の印鑑が押されている。また、重要事項説明には、障害のある方1人につき2口まで加入できること、掛金の額は加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まること及び35歳未満の方と35歳以上40歳未満の方等では掛金月額が異なることが記載されている。

そうであるとすれば、審査請求人は、本件各申込書の提出時点において、重要事項説明記載の掛金の額が加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢で決まること及び口数追加の場合は口数追加時の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まることを理解していたといえ、それを前提として口数を1口とする加入申込みを行ったといえる。

審査請求人は区の担当の説明が不十分である旨述べるが、審査請求人は、本件各申込みに先立ち局に問合せメールを送信しており、局は、障害のある方（受給予定の方）1人につき2口まで加入できること、遡及の申請ができないこと、掛金について年齢により金額が変わること及び金額は4月1日時点の年齢で決定するので3月までに金額が変わる年齢に達する場合には遅くとも来年1月中旬までに申請する必要があることを説明しており、加入口数と月額掛金に関する説明に不足はない。

仮に、審査請求人の妻が来庁した際に、区の担当者が重要事項説明に記載された内容の全てを口頭では伝えていないとしても、審査請求人が区から重要事項説明の内容を確認し受領していること及び局が来庁以前の間合せに対する回答を行っていることからすれば、区及び局のいずれについても必要な説明を怠ったとは評価できない。

したがって、審査請求人の主張する「説明が不十分」との点は、本件各処分の違法又は不当を構成しない。

(3) 結語

その他本件各審査請求に現れた事情を考慮しても、本件各処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

よって、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件各審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年6月11日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年7月2日	・ 弁明書等の受理
令和7年7月4日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年10月31日	・ 反論書等の提出再依頼
令和7年11月17日	・ 反論書の受理
令和7年11月17日	・ 反論書（訂正版）の受理
令和7年11月21日	・ 反論書（副本）の送付
令和7年11月26日	・ 反論書（訂正版）（副本）の送付
令和7年12月22日	・ 物件の提出依頼
令和8年1月13日	・ 物件の受理
令和8年1月15日	・ 物件の提出通知
令和8年7月27日	・ 審理手続の終結
令和8年7月31日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年8月12日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和8年8月31日	・ 主張書面の受理
令和8年9月8日	・ 調査審議

関係法令等の定め

横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年 4 月横浜市条例第 30 号）

（加入）

第 5 条 この制度に加入しようとする者は、この制度により年金が支給されることとなる者（以下「年金受給予定者」という。）を指定し、市長に加入の申込みをし、その承諾を得なければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（口数による加入）

第 5 条の 2 この制度への加入は、口数を単位とし、同一の心身障害者について、前条の規定による加入及び次条の規定による口数の追加（以下「口数追加」という。）については、いずれも 1 口限りとする。

（口数追加）

第 5 条の 3 加入の申込者又は加入者で、口数追加をしようとするものは、市長に口数追加の申込みをし、その承諾を得なければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（掛金の納付）

第 6 条 加入者（第 16 条第 1 項第 2 号ただし書に該当する者を除く。）は、第 5 条第 1 項の規定による加入の承諾を得た日の属する月から脱退した日の属する月まで、加入時の年齢に応じ、別表第 2 に規定する当該月分の掛金を毎月末日までに本市に納付しなければならない。

（第 2 項省略）

3 第 5 条の 3 第 1 項の規定により口数追加の承諾を得た者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承諾を得た日の属する月から口数追加加入者としての地位を失った日の属する月まで、別表第 2 に定める加算掛金を毎月末日までに第 1 項の掛金に併せて本市に納付しなければならない。

（第 4 項省略）

別表第 2（第 6 条第 1 項及び第 3 項）

加入者となったとき、又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額又は加算掛金月額
35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

横浜市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 45 年 6 月横浜市規則第 77 号）

（加入の申込み）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により加入の申込みをしようとする者又は条例第 5 条の 3 第 1 項の規定により口数の追加（以下「口数追加」という。）の申込みをしようとする者（以下「加入等申込者」という。）は、心身障害者扶養共済制度加入等申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、他の地方公共団体の設ける共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 2 項に定める共済制度をいう。）に加入している者が、当該制度において年金支給の対象となっている者について引き続いて横浜市心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）に加入しようとする場合は、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類の添付を要しない。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項並びに第 3 項省略）